



長野県報

12月27日(木)
平成19年
(2007年)
第1927号

目次

条 例

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(人事課)	3
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	3
知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例(行政改革課)	4
長野県森林づくり県民税条例(森林政策課)	5
高等学校設置条例の一部を改正する条例(高校教育課)	5

規 則

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則(福祉政策課)	6
職員の部分休業の承認の特例に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	7

告 示

平成19年12月21日長野県議会定例会において認定された平成18年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見(財政課)	8
平成19年12月21日成立した平成19年度補正予算の要領(財政課)	16
生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護、介護予防、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を担当する機関の指定(地域福祉課)	17
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の所在地の変更(地域福祉課)	18
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課)	18
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水対策課)	18
解除予定保安林(2件)(森林整備課)	18
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	19
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課)	19
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課)	20
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	20
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	20
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	21
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	21
政治資金規正法に基づく届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	22
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会)	35
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会)	36
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	36
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出(選挙管理委員会)	36

公 告

一般競争入札(総務事務課)	37
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	37
県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧(農地整備課)	41
県営土地改良事業の工事の完了(4件)(農地整備課)	42
都市計画の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課)	42
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課)	42
一般競争入札(県立病院課)	43
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会(生活安全企画課)	43

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 退職勧奨制度の整備に伴い、この制度により退職した職員に対する退職手当について、定年までの年数1年につき一定の率を上乗せして支給することとしました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 職員の育児休業について、次のとおり国家公務員に準じた改正を行いました。
 - (1) 再度の育児休業をすることができる特別の事情の追加
 - (2) 育児のための部分休業の承認要件の緩和
- 2 この条例は、平成20年1月1日から施行します。

◇ 知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 行政機構審議会の答申を踏まえ、中期総合計画の策定にあわせ、組織のスリム化、効率化を図り、より効果的な県民サービスの提供を行う体制を整備するため、本庁部局を再編することとしました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日（健康福祉部の設置については、平成22年4月1日）から施行します。

◇ 長野県森林づくり県民税条例（条例第58号）

- 1 県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面にわたる機能を持続的に発揮させるための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割の特例等を定めることとしました。
 - (1) 特例の内容
県民税の均等割の超過（上乗せ）課税の実施
 - (2) 特例により加算する額の名称
長野県森林づくり県民税
 - (3) 税率の特例
 - ア 適用期間
個人：平成20年度分から平成24年度分までの各年度分
法人：平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に開始する各事業年度分
 - イ 税率
個人：年間で現行の均等割の税率に500円を加算した額
法人：年間で現行の均等割の税率に当該税率の5%相当額を加算した額
 - (4) 基金の積立て
長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、長野県森林づくり県民税基金として積み立てます。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 高等学校改革プラン実施計画に基づく多部制・単位制への転換に伴い、長野県箕輪工業高等学校の校名を長野県箕輪進修高等学校に変更することとしました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

条 例

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年12月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第55号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第30項中「平成17年1月1日から平成20年3月31日」を「平成20年4月1日から平成25年3月31日」に、「5年以上勤続し、かつ、35歳以上の年齢で」を「次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して」に改め、「第3条第1項、」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 15年以上勤続し、かつ、45歳以上54歳以下の年齢で退職した場合

(2) 25年以上勤続し、かつ、55歳以上の年齢で退職した場合

附則第30項の表の第3条第1項の項を削り、同表の第4条第1項の項中「同じ」を「以下同じ」に改め、同表中「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」及び「特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2」の次に「(当該年齢が55歳以上の場合(退職の日におけるその者の年齢が54歳の場合を除く。))にあつては、100分の3)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第6条、」を「第6条及び」に、「附則第30項及び附則第31項、附則第9項」を「附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「、附則第30項及び附則第31項、附則第6項、附則第7項、附則第9項」を「及び附則第31項、長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年長野県条例第55号）による改正後の長野県職員退職手当条例附則第30項、附則第7項、附則第8項、附則第10項」に改める。

附則第4項中「、附則第9項」を「、附則第10項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改める。

附則第13項を附則第14項とし、附則第6項から附則第12項までを1項ずつ繰り下げ、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が

知事の承認を得て定めるものに限る。）の退職手当の額を計算する場合における附則第4項の規定による旧条例附則第30項の規定の適用については、その計算の基礎となる給料月額は、その者の給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2（当該年齢が55歳以上の場合（退職の日におけるその者の年齢が54歳の場合を除く。）にあつては、100分の3）を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 15年以上勤続し、かつ、45歳以上54歳以下の年齢で退職した場合

(2) 25年以上勤続し、かつ、55歳以上の年齢で退職した場合（長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成19年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成22年4月1日」を「日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日」に改める。

人 事 課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年12月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第56号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第6条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業を」を「職員が部分休業により養育」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第7条中「、1日を通じて2時間（人事委員会が定める職員にあつては、人事委員会が定める時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の1項を加える。

2 人事委員会が定める職員に対する部分休業の承認については、人事委員会が定める時間を超えない範囲内で行うものとする。

第8条中「第9条第3項」を「第19条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)
- 2 次に掲げる条例の規定中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第44条
 - (2) 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)第26条
 - (3) 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)第24条

人 事 課

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年12月27日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第57号

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の事務部局の組織に関する条例(昭和27年長野県条例第104号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号及び第10号を削り、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (6) 環境部
- (7) 商工労働部

第2条第4号及び第5号を削り、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 危機管理部
- (2) 企画部

第2条に次の1号を加える。

- (1) 建設部

第2条に次の1項を加える。

2 衛生部に病院事業局を置く。

第11条及び第12条を削る。

第10条中「林業に関する」を「次の」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 森林に関すること。
- (2) 林業に関すること。

第10条を第12条とし、第9条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条を第11条とする。

第8条中「観光に関する」を「次の」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 観光に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。

第8条を第10条とし、第7条(見出しを含む。)中「商工部」を「商工労働部」に改め、同条第2号中「計量及び高圧ガス等の取締」を「労働」に改め、同条を第9条とする。

第6条(見出しを含む。)中「生活環境部」を「環境部」に改

め、同条第1号中「消費生活、交通安全その他の県民生活」を「地球環境の保全」に改め、同条第2号中「自然環境」を「生活環境」に改め、同条第3号中「公害防止及び防災」を「自然環境の保全」に改め、同条を第8条とする。

第5条第1号中「保健衛生」を「保健及び医療」に改め、同条第2号中「保健所」を「公衆衛生」に改め、同条に次の1項を加える。

2 病院事業局においては、前項第1号に掲げる事務のうち県立病院及び長野県介護老人保健施設に関する事務をつかさどる。

第5条を第7条とし、第4条第3号を削り、同条を第6条とする。

第3条第1号中「進退及び身分」を「人事、財政、税その他の県行政一般の管理、運営及び調整」に改め、同条第2号中「及び県行政一般」を削り、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号中「統計、」を削り、同号を同条第4号とし、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(危機管理部の事務)

第3条 危機管理部においては、危機管理に係る総合調整に関する事務をつかさどる。

(企画部の事務)

第4条 企画部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 総合的な施策の企画、調整及び評価に関すること。
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)
- (3) 消費生活、交通安全その他の県民生活に関すること。

第12条の次に次の1条を加える。

(建設部の事務)

第13条 建設部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路、河川その他一般土木に関すること。
- (2) 都市計画に関すること。
- (3) 住宅及び建築に関すること。
- (4) 県の施設の営繕に関すること。

第2条 知事の事務部局の組織に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び第5号を削り、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 健康福祉部

第2条第1項第6号を同項第5号とし、同項第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「衛生部」を「健康福祉部」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第5条の次に次の1条を加える。

(健康福祉部の事務)

第6条 健康福祉部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保健及び医療に関すること。
- (2) 公衆衛生に関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。
- (4) 社会保障に関すること。

2 病院事業局においては、前項第1号に掲げる事務のうち県立病院及び長野県介護老人保健施設に関する事務をつかさどる。

第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

森林政策課

行政改革課

長野県森林づくり県民税条例をここに公布します。

平成19年12月27日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第58号

長野県森林づくり県民税条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林からすべての県民が等しくその恵みを受けていることにかんがみ、これらの機能を持続的に発揮させるための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の特例等を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき長野県県税条例第22条及び第28条第1項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の名称は、長野県森林づくり県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成20年度から平成24年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第28条第1項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における長野県県税条例第28条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「長野県森林づくり県民税条例(平成19年長野県条例第58号)第3条第1項」とする。

(基金の積立て)

第4条 知事は、長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の規定に基づく長野県森林づくり県民税基金として積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(資金積立基金条例の一部改正)

2 資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

長野県森林づくり県民税基金	緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策の推進を図る。	緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
---------------	------------------------------	--

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年12月27日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第59号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例(昭和39年長野県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表中「長野県箕輪工業高等学校」を

「長野県箕輪進修高等学校」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

高校教育課